

八街市教育委員会議事録

令和7年第2回定例会

期 日 令和7年2月21日（金）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時03分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出 席 職 員	教 育 部 長	秋 葉 忠 久
	教育総務課長	塚 本 廣
	学校教育課長	松 岡 広 明
	社会教育課長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツ推進所長	土 屋 顕 仁
	中央公民館長	菅 沼 邦 夫
	図書館長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 済
	郷土資料館長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和7年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和7年1月23日から令和7年2月20日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、議会関係につきまして、まとめてご報告いたします。

1月31日、八街市議会議場にて、令和7年第1回臨時議会に出席しました。

今議会では、令和6年度一般会計補正予算などについて審議され、国からの物価高騰に対する臨時交付金を活用し、教育委員会関係では、令和7年2月、3月分の給食費の無償化事業、食材料高騰対策事業、公共施設の光熱水費等負担軽減事業のほか、千葉黎明高等学校野球部が本年3月に開催される第97回選抜高等学校野球大会への出場に伴う補助金に関する補正予算について可決されました。

2月7日、令和7年3月定例会、議案説明記者会見に出席しました。

2月12日、八街市議会議場にて、令和7年3月定例会開会に出席しました。

本議会に提出された案件は、諮問2件、議案23件でした。

2月18・19・20日の三日間で一般質問が行われ出席しました。

教育委員会関連の一般質問では、7名の議員から質問があり、「新年度の教育に関する重点施策について」、「外国人の小中学校教育について」、「学校等教育施設のあり方について」、「学校施設内の安全確保について」など、19項目の質問がありました。

一般質問の詳細につきましては、改めてご報告いたします。

議会関係は以上となります。

引き続き、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

1月24日、流山市スターズおおたかの森ホールで行われました千葉県市町村教育委員会連絡協議会主催による第2回教育長・教育委員研修会に参加しました。

この研修会では、文部科学省初等中等教育局財務課、廣石孝氏による「教師を取り巻く環境整備について」の講演などが行われました。

なお、山田教育長職務代理者、橋爪委員、近藤委員にはご参加いただきましてありがとうございました。

1月25日、スポーツプラザ体育館において開催した、教育委員会主催の

「八街市近隣中学校柔道大会」の開会式及び閉会式に出席しました。

この大会は、北総教育事務所管内だけではなく、千葉市及び葛南、東葛飾、東上総、南房総の各教育事務所管内からも参加がありました。

男子の部は36チームが参加し、本市からは、八街中学校、八街中央中学校、八街北中学校の選手が出場し、優勝は、船橋市立宮本中学校 A チームでした。

女子の部は25チームが参加し、本市からは、八街中学校が出場し、優勝は、船橋市立葛飾中学校 A チームでした。

なお、山田教育長職務代理者、橋爪委員にはご参観いただきましてありがとうございました。

1月26日、中央公民館において、「第62回新春子ども会書き初め展」表彰式に出席しました。

総出品数は750点、うち小学生425点、中学生73点、高校・一般120点でした。

今回の書き初め展には市長、教育長をはじめ各小中学校の校長先生や千葉黎明高校理事長から賛助出品を行っていただきました。

なお、教育長賞を8名の方に授与しました。

1月27日、市議会議場において、「八街っ子夢議会」に出席しました。

この議会は、市及び市教育委員会が主催する育て八街っ子推進事業として、実施いたしました。

市内の14の小中高等学校から、市及び市教育委員会に、代表質問14項目、関連質問14項目、併せて28項目の質問がありました。

議会では、八街北中学校の生徒が議長、副議長、事務局長を行い、28名の議員が執行部と真剣に議論を行い、市長、教育長、各部長は、こどもたちの提案に対して、丁寧に答弁をされ、子供たちにとっても充実した夢議会となりました。

2月1日、スポーツプラザにおいて、青少年相談員及び教育委員会が主催する「少年少女集い大会」に出席しました。

この大会はユニカールを実施し、市内全小学校区から38名がチームを組んで参加しました。

参加したこどもたちは他の小学校の児童とともに競技を楽しみ、友情を育んでいました。

2月2日、中央公民館において、市及び教育委員会定例表彰式に出席しました。

教育委員会表彰では、スポーツ関係で千葉県3位以上、あるいは全国大会出場の成績を収めた5団体、35名を表彰しました。

教育委員の皆様にもご出席をいただきありがとうございました。

2月3日、八街第一幼稚園において、「豆まき会」に出席しました。

毎年恒例の豆まき会ですが、今回は、千葉県落花生協会節分キャンペーンに協力し、落花生による豆まきを行いました。八街第一幼稚園及び朝陽幼稚園の園児たちは、元気いっぱい勢いよく豆をまいて、鬼たちを退治し、楽しい節分会となりました。

2月7日、中央公民館において、『令和6年度 青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」』に出席しました。

これは、市内小中学校特別支援学級の児童生徒が集まり、卒業を祝うものです。

各校から劇や歌、ダンスやクイズなど、心のこもった発表に会場は大変盛り上がり、最後に卒業生が作文を朗読すると、会場は感動に包まれました。

なお、山田教育長職務代理者、橋爪委員、近藤委員にもご出席いただきありがとうございました。

2月15日、中央公民館において、「第48回八街市社会教育振興大会」に出席しました。

当日は、社会教育功労者表彰に、12名及び2団体が表彰され、作文発表では、「八街っ子の主張」で2名、「社会を明るくする運動」で3名から発表があったほか、気象予報士、防災士のくぼてんき氏による「わがまちの防災～支え合う地域を目指して～」の記念講演が行われました。

なお、山田教育長職務代理者、吉田委員、橋爪委員にもご出席いただきありがとうございました。

2月16日、八街中学校を会場とした「令和6年度八街市総合防災訓練」に参加しました。

当日は、千葉県北西部直下地震を想定した訓練が行われ、避難所の開設・運営訓練や給食支援訓練など、一般市民も実際に体験しながらの訓練が行われました。

八街中学校からも、約70人の生徒が自主的に参加し、避難所の設営業務を経験しました。

2月17日、第1会議室において、「第97回選抜高校野球大会」への出場が決定している千葉黎明高等学校野球部による市長への表敬訪問に同席しました。

表敬訪問では、校長をはじめ、監督、選手20名、学校関係者が出席され、選手一人一人から、甲子園大会に向けた決意が語られました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回1月23日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号の議案1件、第1号報告から第3号報告までの報告議案3件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

第3号報告については、教育委員会会議規則第13条第1項第2号「訴訟、審査請求その他争訟に関する事項」に該当することから、非公開により審議したいと思いますですがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、第3号報告については、非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号 八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

資料は付議案の2ページと第1号議案資料新旧対照表になります。

この一部改正は、令和7年度から学校運営協議会を市内全小中学校に導入するにあたり、地域の特性に応じた協議会の設置に向けて行うもので、中学校区単位の設置が予定されておりますので、協議会委員の人数の規定を見直そうとするものです。

現行の規則では、2以上の学校を1つの単位とする協議会の設置については規定しておりますが、協議会委員の人数は1協議会10人以内とし、その規模に応じた委員数については示しておりません。

改正点は、第5条におきまして、協議会の対象学校が2校の場合15人、3校の場合22人、4校の場合30人を上限とした教育委員会が必要と認め

る数とするものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行します。

なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務局にこれを一任していただくようお願いいたします。

以上で説明を終了します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

令和7年度の委員は委嘱する前ですが、この規則改正が必要となる2校以上で学校運営協議会を設立する予定があるということで理解してよろしいでしょうか。

○社会教育課長

そのとおりでございます。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

具体的に2校以上で設置が予定されている協議会について、差し支えない範囲で教えてください。

○社会教育課長

現在、協議会の設置については、全ての学校から同意をいただいております。

その中で具体的に申し上げますと、朝陽小学校と八街北中学校が同一学区ですので、2校で一つの協議会の設置を検討されており、地域の特性上、委員が10人を超えてしまうというお話がありましたので、改正しようとするものです。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

〈質疑なし〉

他に質疑がなければ、議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

○教育長

異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

続きまして、第1号報告、令和6年度八街市一般会計教育予算の補正についての事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

第1号報告、令和6年度八街市一般会計教育予算の補正につきまして、ご

説明いたします。

定例会資料の３ページをご覧ください。

第１号報告、令和６年度八街市一般会計教育費予算の補正につきましては、本来、教育委員会会議において、ご審議いただく事項であります。会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第６条第１項の規定により、教育長が臨時に代理し市長に申し出したことから、同条第２項の規定により報告するものです。

詳細については、別冊の資料に沿って説明いたします。

はじめに第１号報告別冊令和６年度八街市一般会計教育費予算（第５号）【教育費抜粋】をご覧ください。

この補正予算は令和７年１月３１日に第１回八街市議会臨時議会が開催され、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付による学校給食無償化事業や千葉黎明高校が、春の選抜高等学校野球大会への出場が決定したことによる補助金等について、議案を提出し同日に議決を得ているものです。

○スポーツ振興課長

予算書９ページをご覧ください。

歳入２０款繰入金、１項基金繰入金、４目青少年育成基金繰入金につきまして、ご説明いたします。

補正前の額に３００万円を増額し、補正後の額を３００万円にしようとするものです。

１節、青少年育成基金繰入金３００万円は、全額、青少年育成基金繰入金でございます。

これにつきましては、この後、ご説明いたします歳出の体育振興費の負担金補助及び交付金の増額補正に伴う繰入金です。

○学校給食センター所長

同じく予算書９ページをご覧ください。

２２款諸収入、５項雑入、２目給食事業収入につきましては、補正前の額から２千１１２万３千円を減額し、補正後の額を１億７千６２１万８千円にしようとするものです。

給食事業収入の内訳につきましては、令和７年２月から学校給食費無償化事業を実施するため、給食費現年度分２千１１２万３千円の減額です。

別紙の令和６年度 学校給食費無償化事業をご覧ください。

本事業は、物価高騰の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、令和７年２月及び３月実施の学校給食費を無償とするものです。

対象者は、市内の小中学校において、学校給食の提供を受けている児童生徒の保護者で、児童生徒数では、小学生２，３１６人、中学生１，４５４人、

合計 3, 770 人が対象となります。

ただし、生活保護、就学援助制度、第 3 子以降の学校給食費無償化制度などの、他の制度で、既に給食費が無償となっている場合は除きます。

次に、免除となる対象の給食費は、小学生一人当たりの月額 4, 430 円、中学生一人当たり月額 5, 060 円で、小学生合計 1 千 1 9 0 万 7 千円、中学生合計 9 2 1 万 6 千円 合計 2 千 1 1 2 万 3 千円を予定しています。

なお、本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施するものです。

○スポーツ振興課長

続きまして、予算書 12 ページをお願いいたします。

歳出、9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額に 300 万円を増額し、補正後の額を 1 億 2 4 8 万 8 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育振興費 300 万円の増額につきましては、18 節負担金補助及び交付金の増額によるもので、これは千葉黎明高等学校が第 97 回選抜高等学校野球大会へ出場するための高等学校野球全国大会出場補助金に伴う増額補正でございます。

補正予算第 5 号の説明は以上となります。

○教育総務課長

続きまして、令和 6 年度八街市一般会計補正予算（第 6 号）【教育費抜粋】をご覧ください。

令和 7 年 3 月定例議会に議案として提出した一般会計教育費予算のうち、歳入については教育費国庫補助金及び市債、歳出については、小中学校及び中学校の施設改修工事等、その他、各事業費等の確定に伴う減額等について、所要の補正を行うものです。

始めに、第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳入についてご説明いたします。

予算書の 13 ページをご覧ください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金につきましては、補正前の額に 1 億 3 千 8 2 万 4 千円を増額し、補正後の額を 1 億 4 千 1 4 万 3 千円にしようとするものです。

1 節小学校費補助金 1 千 4 7 3 万円の増額は、学校施設環境改善交付金、2 節中学校費補助金 1 億 1 千 7 4 9 万 4 千円の増額は、学校施設環境改善交付金、3 節学校保健費補助金 1 3 0 万円の減額は、学校保健特別対策事業費補助金、4 節教育指導費補助金 1 0 万円の減額は、教育支援体制整備事業費補助金となり、詳細は歳出の項目で説明いたします。

続きまして、17ページご覧ください。

23款市債、1項市債、8目教育債につきましては補正前の額に7億3千280万を増額し、補正後の額を8億4千340万円にしようとするものです。

1節小学校債3千760万円の増額は、小学校施設整備事業、2節中学校債6億9千780万円の増額は、中学校施設整備事業、3節社会教育債260万円の減額は、中央公民館施設整備事業費となり、詳細は歳出の項目で説明いたします。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

9款教育費につきましては、補正前の額に8億4千563万8千円を増額し、補正後の額を33億6千37万3千円にしようとするものです。

つづいて、概要を事項別明細書で、ご説明いたします。

○学校教育課長

それでは、予算書32ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費につきましては、補正前の額に245万1千円を増額し、補正後の額を7千631万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育指導諸費4万8千円の減額は、10節需用費の印刷製本費及び18節負担金補助及び交付金の小中学校校長会負担金の減額です。

予算書33ページをご覧ください。

教育センター運営費4万円の減額は、7節報償費で、千葉工業大学との連携事業の講師謝礼ですが、今年度は双方で日程等の調整が付かず、見送りとなったためです。

通学路安全対策事業費253万9千円の増額は、12節委託料の交通誘導警備業務及び13節使用料及び賃借料のスクールバス借り上げ料で、今年度から3年間の契約で、当初予算計上した際に消費税及び地方消費税の額が未計上のための増額です。

2項小学校費、2目教育振興費につきましては、補正前の額に558万5千円を減額し、補正後の額を1億8千566万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費558万5千円の減額は、12節委託料で、教育用コンピュータ保守業務の契約締結に伴う支出見込額の確定及びプール授業支援業務の参加児童が予定人数よりも少なかったための減額です。

13節使用料及び賃借料の減額は、小学校9校の陸上競技大会及び社会科

見学等に伴う自動車借上料の支出見込額の確定及び校務用コンピュータ賃借料等の契約締結に伴う支出見込額の確定によるものです。

○教育総務課長

続きまして、予算書 33 ページから 34 ページをご覧ください。

3 目学校建設費につきましては、補正前の額に 5 千 2 4 0 万 6 千円を増額し、補正後の額を 5 千 3 9 9 万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校施設改修事業費 5 千 2 4 0 万 6 千円を増額は、国からの交付金事業が追加募集されたことから、この交付金を活用し、令和 7 年度で予定していた、交進小学校の照明等の L E D 化工事を前倒しで行うもので、需用費として事務費の消耗品費 1 4 万 5 千円、委託料として工事監理業務 2 7 6 万 1 千円、工事請負費として 4 千 9 5 0 万円を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、3 項中学校費、2 目教育振興費につきましては、補正前の額に 2 6 1 万 4 千円を減額し、補正後の額を 1 億 3 千 7 0 7 万 1 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校教育振興費 2 6 1 万 4 千円の減額は、1 2 節委託料で、教育用コンピュータ保守業務の契約締結に伴う支出見込額の確定及びプール授業支援業務の参加生徒が予定人数よりも少なかったための減額です。

1 3 節使用料及び賃借料の減額は、中学校 4 校の音楽発表会及び特別支援研究部による社会科見学等に伴う自動車借上料の支出見込額の確定及び校務用コンピュータ賃借料等の契約締結に伴う支出見込額の確定によるものです。

1 8 節負担金補助及び交付金の減額は、大会派遣事業補助金で、部活動の大会派遣事業終了に伴う支出額の確定による減額です。

○教育総務課長

続きまして、予算書 34 ページから 35 ページをご覧ください。

3 目学校建設費につきましては、補正前の額に 8 億 1 千 5 4 4 万 9 千円を増額し、補正後の額を 8 億 3 千 8 8 8 万 2 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校施設改修事業費 8 億 1 千 5 4 4 万 9 千円を増額は、国からの交付金事業が追加募集されたことから、この交付金を活用し、令和 7 年度で予定していた、八街中央中学校屋内運動場長寿命化改良工事の 2 期工事及び八街北中学校照明等 L E D 化工事、八街南中学校トイレ改修工事を前倒しで行うもので、需用費として事務費の消耗品費 1 1 6 万 2 千円、委託料として工事監理業務等 2 千 6 0 4 万 6 千円、工事請負費として 7 億 8 千 8 2 4 万 1 千円を増額するものです。

○社会教育課長

続きまして、予算書 36 ページをご覧ください。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費につきましては、補正前の額から 30 万円を減額し、補正後の額を 1 億 1 千 2 1 5 万 5 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

文化財保護費 30 万円の減額は、12 節委託料市指定文化財整備業務である小間子牧野馬捕込跡土手整備などの支出見込み額に基づき、不用額を減額するものです。

○中央公民館長

続きまして、2 目公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から 268 万 3 千円を減額し、補正後の額を 7 千 2 1 4 万 3 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中央公民館整備事業費 268 万 3 千円の減額につきましては、12 節委託料 124 万 3 千円の減額で、大会議室天井改修工事設計業務の額の確定によるものです。

次に、14 節工事請負費 144 万円の減額で、玄関スロープ設置工事の事業費が確定したことによるものです。

○学校教育課長

続きまして、予算書 37 ページをご覧ください。

6 項保健体育費、2 目学校保健費につきましては、補正前の額に 401 万 8 千円を減額し、補正後の額を 2 千 4 4 9 万 9 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健諸費につきましては、3 万 2 千円の減額は、18 節負担金補助及び交付金の、日本スポーツ振興センター災害共済掛金負担金等で、負担金額確定によるものです。

学校保健管理費 118 万 9 千円の減額は、12 節委託料が主なもので、児童・生徒及び教職員の健康診断業務で、受検者が当初見込みより少なかったことによる減額です。

特に教職員におきましては、個人で人間ドックを受診する方もいたためです。

学校保健特別対策事業費 259 万 7 千円の減額は、7 節備品購入費で、小中学校 12 校の換気対策用備品「フィルター付き空気清浄機」購入に伴う支払額確定によるものです。

これにつきましては、歳入で学校保健費補助金 130 万円の減額を伴うものです。

教育支援体制整備事業費 20 万円の減額は、10 節需用費で、公立幼稚園 2 園の感染症対策用衛生用品の購入で、今年度は、市民等からの寄付があり、充分そろっているため購入しなかったものです。

これにつきましても、歳入で教育指導費補助金 10 万円の減額を伴うものです。

続きまして、第 2 表継続費補正についてご説明いたします。

予算書の 6 ページをご覧ください。

9 款教育費、3 項中学校費、中学校施設改修事業費につきましては、今回の歳出予算で増額補正しました、八街中央中学校の屋内運動場大規模改修工事を前倒しで実施することにより継続費の補正を変更するもので、補正前の総額に 69 万 6 千円を増額し補正後の総額を 6 億 2 千 3 46 万 6 千円とするものです。

また、年割額について、今回の歳出予算で増額補正しました 5 億 3 千 5 万円を補正後の令和 6 年度に計上し、5 億 4 千 505 万円とするものです。

続きまして、第 3 表繰越明許費補正についてご説明いたします。

予算書の 7 ページをご覧ください。

9 款教育費、2 項小学校費、小学校施設改修事業費 5 千 2 40 万 6 千円につきましては、今回の歳出予算で増額補正しました、交進小学校の照明等 LED 化工事に係る事業費について、年度内に事業完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

3 項中学校費、中学校施設改修事業費 2 億 8 千 5 39 万 9 千円につきましては、今回の歳出予算で増額補正しました、八街北中学校の照明等 LED 化工事及び八街南中学校トイレ改修工事に係る事業費について、年度内に事業完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

続きまして、第 4 表地方債補正についてご説明いたします。

予算書の 8 ページをご覧ください。

小学校施設整備事業は、交進小学校照明等 LED 化工事に伴い、補正前の額に 3 千 7 60 万円を増額し、限度額を 6 千 1 20 万円にするものです。

次に、中学校施設整備事業は、八街中央中学校屋内運動場長寿命化改良工事の 2 期工事及び八街北中学校照明等 LED 化工事、八街南中学校トイレ改修工事に伴い、補正前の額から 6 億 9 千 7 80 万円を増額し、限度額を 7 億 4 千 1 30 万円にするものです。

○中央公民館長

中央公民館施設整備事業につきましては、限度額 7 70 万円を 2 60 万円減額し、5 10 万円とするもので、大会議室天井改修工事設計業務と玄関スロープ設置工事の事業費が確定したことによるものです。

これらの変更につきましては、歳入教育債の補正に伴い、限度額を補正する

ものです。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じです。

以上で、第1号報告を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは、第1号報告を終わります。

次に第2号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算についての事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

第2号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算につきまして、ご説明いたします。

定例会資料の4ページをご覧ください。

第2号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算につきましては、本来、教育委員会会議において、ご審議いただく事項であります。会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し市長に申し出したことから、同条第2項の規定により報告するものです。

詳細については、別冊の第2号報告資料（縦）の「令和7年度当初予算要求に係る主要事業について」と第2号報告資料、令和7年度八街市予算書【教育費抜粋】資料に沿って説明いたします。

なお、第2号報告資料、令和7年度当初予算枠外要求見積書については、枠外要求の詳細を記載しておりますので後ほどご覧いただければと思います。

それでは予算書45ページをご覧ください。

歳出、9款教育費の予算額は、25億6千395万3千円で、前年度比1億6千971万7千円、7.1%の増となっております。

続いて、各課ごとに別冊の第2号報告資料の「令和7年度当初予算要求に係る主要事業について」に基づきご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに教育総務課からご説明いたします。

現状につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっている中で、適正に予算執行を行っております。

また、教育施設の工事等に関する事業は、計画的に整備を行っておりますが、突発的かつ緊急性の高い工事等が発生し、予算が不足する場合には、予算の流用等により対応しております。

課題につきましては、増加傾向にある教育施設の維持管理や、老朽化対策、環境改善対策等に対する事業費については、令和2年3月に策定した八街市

教育施設長寿命化計画に基づき、計画的・継続的に予算を要求する必要があります。

また、少子化に伴い適正な学校規模に基づく学校の適正配置を検討する必要があります。

令和7年度の主要事業等の概要については、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算を要求しており、枠外要求の主要事業は以下のとおりで、主なものについて予算書【教育費抜粋】にて説明いたします。

予算書の181ページをご覧ください。

教育委員会事務局諸費93万7千円のうち、7節報償費につきまして、学校の在り方地域懇談会運営事業費の謝礼として24万円を新たに計上しております。

この報償費につきましては、本市の児童生徒数の減少を踏まえ、児童生徒にとって、最適な学校環境のあり方を検討する必要があるため、外部の有識者を招聘し、中学校区単位の規模で地区別懇談会を実施するための、外部有識者の委員に対する謝礼となります。

続きまして、予算書の187ページをご覧ください。

小学校施設整備事業費4千188万4千円につきましては、14節工事請負費の主な事業は、「小学校施設整備工事」3千458万4千円で、「実住小学校火災報知設備防排煙設備改修工事」270万6千円、「八街東小学校同工事」270万6千円につきましては、耐用年数を超過している火災報知器等の改修工事を行うものです。

また、「川上小学校体育館屋根改修工事」2千435万4千円は、老朽化により雨漏りが発生している屋根を改修する工事を行うものです。

同じく14節工事請負費「小学校消防用設備改修工事」130万円につきましては、各小学校の消防設備点検による指摘事項を是正するための工事を行うものです。

続きまして、予算書の189ページをご覧ください。

小学校施設改修事業費、233万2千円は、令和8年度に工事を予定している「実住小学校照明等LED化工事」の実施設計業務委託料です。

続きまして、予算書の192ページをご覧ください。

中学校施設整備事業費1千75万円は、**14節工事請負費**で、主な事業は、中学校施設整備工事の577万6千円として、「八街中央中学校PAS交換工事」127万6千円、「八街北中学校放送設備更新工事」450万円です。

同じく14節工事請負費で「中学校消防用設備改修工事」97万4千円は各中学校の消防設備点検による指摘事項を是正するための工事を行うものです。

続きまして、予算書の194ページをご覧ください。

中学校施設改修事業費 294万8千円は、令和8年度に工事を予定している「八街中学校照明等LED化工事」の実施設計業務委託料です。

以上で、教育総務課の説明を終わります。

○学校教育課長

資料、令和7年度当初予算要求に係る主要事業等について、2ページをご覧ください。

はじめに現状ですが、予算編成については、市の財政状況を鑑み、必要最小限としており、適正に執行しています。

続きまして、課題ですが、児童・生徒一人1台パソコンの契約が令和7年3月で終了するため、今後の新規整備について、国・県との協議や財政上の課題が発生します。

また、不登校児童生徒に対しては、手厚い支援が必要であるため、将来的に教育支援センターや会計年度任用職員の配置等については、より充実を図る必要があります。

令和7年度の主要事業等概要を説明いたします。

経常的な事業の予算については、前年と乖離することなく、同程度であり、必要最小限の予算要求としています。

特別支援学級入級に必須な発達検査・心理検査を専任する心理士1名を会計年度任用職員として任用します。

教育指導諸費の学校評議員報償は、社会教育課の学校運営協議会委員報酬に組み替えました。

外国語指導助手事業費については、令和6年度から令和8年度までの3年間の派遣事業者をプロポーザル方式により選定しています。

通学路安全対策事業費については、朝陽小学校において、心のケアを目的にスクールバス運行を継続します。併せて、発着所に警備員を配置し、道路横断時等における児童生徒の安全確保を徹底します。

また、二州小学校において、児童の安全確保を図るため、スクールバス運行を継続します。

ICT環境の整備については、教育用PC及び校務用PCを令和7年2月から令和12年1月までの5年契約を締結しました。

小・中学校のプール支援業務については、水泳授業を民間業者に委託することで、天候に左右されない安定した授業ができること、教職員のプール業務が削減され、働き方改革にも繋がることから継続します。

中学校地域部活動推進事業費については、スポーツ・文化合わせて8クラブを民間事業者への委託で地域展開しながら検証します。

また、国の部活動改革推進期間最終年度にあたり、財政支援を受けて、体制を構築します。

予算書 182 ページをご覧ください。

1 項、3 目教育指導費において、7 節学校評議委員報償費は、前年度計上よりも 24 万円の減額で、これは、社会教育課の学校運営協議会報酬に組替えをしたものです。

予算書 187、188 ページをご覧ください。

2 項、2 目教育振興費、小学校教育振興費 2 億 6 千 6 万 1 千 0 円のうち、13 節使用料及び賃借料は 8 千 2 万 2 千 1 円で、主な増減要因は、小学校 9 校の校務用コンピュータ更新に伴う賃借料 7 千 3 万 8 千 4 円の増額です。

17 節備品購入費は 7 千 6 万 5 千 9 円で、主な増減要因は、予算書 189 ページをご覧ください。

公立学校電子機器購入費 7 千 3 万 2 千 9 円 5 千円の増額で、令和 2 年度末に整備した一人 1 台パソコンの更新によるものです。

令和 7 年度小学校 1 年生と 4 年生児童分の 7 万 1 千 6 台を購入、以降 3 年間で全児童のパソコンを購入するものです。

小学校児童援助奨励費 2 千 9 万 1 千 7 千円は、19 節扶助費のうち、要保護・準要保護児童就学援助費が 1 千 3 万 8 千 8 円 2 千円で、対象者の減少により前年度より 7 万 1 千 1 千円の減額となります。

特別支援教育就学奨励費 7 千 3 万 5 千円は、対象者の増により前年度より 1 万 4 千 5 千 3 千円の増額となります。

続きまして、予算書 192、193 ページをご覧ください。

3 項、2 目教育振興費、中学校教育振興費 1 億 3 千 8 万 0 千 4 円 7 千円のうち、13 節使用料及び賃借料は 3 千 8 万 9 千 2 円 6 千円で、主な増減要因は、中学校 4 校の校務用コンピュータ更新に伴う賃借料 3 千 6 万 1 千 4 円 2 千円の増額です。

17 節備品購入費 4 千 2 万 3 千 1 円 3 千円で、主な増減要因は、公立学校電子機器購入費、4 千 4 万 7 千 3 千円の増額で、令和 2 年度末に整備した一人 1 台パソコンの更新によるものです。

令和 7 年度は、中学校 1 年生生徒分 3 万 9 千 7 台を購入し、以降 3 年間で全生徒のパソコンを購入するものです。

予算書 194 ページをご覧ください。

中学校生徒援助奨励費 2 千 6 万 4 千 7 円 8 千円は、19 節扶助費のうち、要保護・準要保護児童就学援助費が 2 千 1 万 4 千 9 円 9 千円で、対象者の増により前年度より 1 万 5 千 6 千 4 千円 4 千円の増額となります。

特別支援教育就学奨励費は 4 万 9 千 7 円 9 千円で、対象者の減により前年度より 6 万 1 千 1 千円の減額となっております。

続きまして、中学校地域部活動推進事業費 2 千 5 万 1 千 5 円は、前年度継続の拡大事業です。

1 節報酬 5 万円は、地域部活動推進協議会委員として、学識経験者 1 名と

スポーツ協会会長、社会教育委員会議議長、市PTA連絡協議会会長の3名の合計4名分の報酬です。

12節委託料2千510万5千円は、国、県の全額補助を受け、部活動地域展開モデル事業業務で、市内4中学校の野球部に加え、陸上部、剣道部、演劇部を対象に実証事業を行い、地域にあった運営形態を検証するものです。

以上で学校教育課の説明を終わります。

○社会教育課長

次に、社会教育課の当初予算要求についてご説明いたします。

資料、令和7年度当初予算要求に係る主要事業等について、3ページをご覧ください。

現状につきましては、経常的事業の予算は必要最小限の予算の中で適正に執行しております。

放課後子ども教室の運営につきましては、県補助金を活用しております。また、史跡整備事業の野馬捕込跡土手整備につきましては、6カ年計画で実施してまいりました。

課題につきましては、各事業への参加者数がコロナ禍前の水準に回復しておりませんので、社会教育団体などの関係団体と更なる連携を図る必要がございます。

また、来年度、学校運営協議会の全校導入にあたっては、より一層地域との連携・協働体制の確立を図る必要がございます。

文化財保護においては、文化財指定後の史跡整備などは国県の補助対象事業となりませんが、長期・継続的に実施する必要があると考えております。

次に、7年度予算の事業費ごとに説明いたします。

予算書は198ページから200ページをご覧ください。

はじめに、社会教育課所管予算の事業費構成について、見直しを図りましたので申し上げます。

前年度、令和6年度の予算事業費構成は、社会教育振興費、青少年健全育成費、文化財保護費の3本に分類していましたが、総合計画2025の実施計画の進行管理がスムーズに実施できるよう、芸術、文化の活動支援等にかかる項目を新たに設定しました。

よって、令和7年度予算の事業費構成は、社会教育振興費、青少年健全育成費、芸術文化推進費、文化財保護費の4本に分類しております。

それでは、事業費ごとにご説明申し上げます。

社会教育振興費は、社会教育振興大会、輝く女性の研修会の開催。また、社会教育委員会議の運営、社会教育関係団体の活動支援を通じて、生涯学習体制の充実を図るものです。

予算は、前年度と比較して143万6千円の減となっております。

家庭教育関係事業を青少年健全育成費へ、市民音楽祭関係事業を芸術文化推進費へ、予算を組み替えたことなどによる減、課で管理する公用車の車検費用の増などによるものです。

次に予算書199ページをご覧ください。

青少年健全育成費は、家庭教育学級、少年少女のつどい大会、二十歳を祝う会、書き初め展、放課後子ども教室等の開催。また、学校運営協議会を設置し、保護者地域住民が一体となって学校運営に取り組み、「地域とともにある学校づくり」の構築を推進するものです。

予算は、前年度と比較して86万4千円の増となっております。

社会教育振興費からの予算の組み替えによる増のほか、学校運営協議会委員報酬59万4千円の増、青少年相談員活動着の購入40万4千円の増、また、「たけのこの里体験学習」につきましては、事務事業の見直しにより4月末までの掘取をもって終了となります。このことにより、たけのこの里管理業務等53万9千円の減によるものです。

次に予算書200ページをご覧ください。

芸術文化推進費は、市民文化祭、市内芸術家との作品展を開催し、市民による文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の充実を図るとともに、市の文化芸術振興に取り組む各種団体の活動を支援するものです。

予算は、社会教育推進費からの組み替えで、市民音楽祭自動車賃借料20万2千円、文化協会活動補助金32万4千円など、67万円の皆増となっております。

文化財保護費は、指定文化財等の各種文化財の保存整備及び埋蔵文化財の適切な取扱いを実施するとともに、市内外に広く周知・啓蒙することで、市民の郷土愛や文化の向上を図るものです。

指定文化財整備業務(小間子牧野馬捕込跡土手整備)の計画見直しによる75万9千円の減、文化財保護周知用立て看板設置業務5万円の減などによるものです。

予算は、前年度と比較して82万1千円の減となっております。

以上で社会教育課の説明を終わります。

○スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課についてご説明いたします。

現状としましては、経常的予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算執行を行っております。

また、社会体育施設につきましては、市営運動場6施設等の管理、運営を行っておりますが、各施設共に劣化しているため、計画的な整備が必要と考えております。

課題としましては、グラウンド整備等の通常維持管理のほか、老朽化に伴

う各施設、設備、備品等の改修、交換を計画的、継続的に予算要求を行う必要がありますが、今後においては、市の財政状況や人口減少に伴い各施設の在り方について検討する必要があると考えております。

続きまして、予算書の208ページをご覧ください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は、前年度比456万円の減となっております。

主な要因は、209、210ページの体育振興費において、事務事業の見直しにより、12節委託料が170万円の皆減により予算書の記載が無くなっております。

また、18節負担金補助及び交付金が、227万4千円の減となっております。

続いて、予算書212ページ、3目体育施設費は、前年度比18万3千円の増となっております。

主な要因は、体育施設維持管理費において、12節委託料が17万4千円の増で、これは人件費等の高騰によるものでございます。

以上でスポーツ振興課の説明を終わります。

○中央公民館長

続きまして、第2号報告資料「令和7年度当初予算要求に係る主要事業等について」の5ページをご覧ください。

始めに、中央公民館の現状につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算執行を行っております。

また、施設工事等に関する事業は、計画的に整備を行いたいのですが、予算の確保が難しい現状であります。

なお、施設及び設備の老朽化が著しく、突発的かつ緊急性の高い修繕・工事により予算不足が生じることがあり、流用等により対応しております。

次に、課題につきましては、生涯学習の場を提供し、教育文化活動を展開するのは公民館の重要な役割であることから、市民のニーズや時代にあった主催事業を展開していく必要があります。

また、施設の維持管理、老朽化対策等に係る事業費が増加傾向にあり、財源不足による経費削減を余儀なくされていますが、今後も各種計画に基づいて継続的に予算要求していく必要があります。

次に、予算書202、203ページとなります。

中央公民館管理運営費は、前年度と比較して214万6千円の減となっております。

中央公民館の維持管理に伴う10節需用費・修繕料のうち、枠外要求で「消火栓用非常用予備発電機触媒線交換修繕」「中棟丸屋根破風板塗装補修修繕」17万1千円の増、12節委託料のうち、清掃業務92万1千円の減、特定

建築物定期調査業務 107万8千円の減などによるものです。

次に予算書204ページをご覧ください。

中央公民館整備事業費は、前年度と比較して3千462万9千円の増となっております。

本年度は、14節工事請負費で大会議室天井等改修工事4千89万8千円の増などによるものです。

以上で中央公民館で説明を終わります。

○図書館長

それでは、図書館の当初予算要求についてご説明いたします。

第2号報告資料、令和7年度当初予算要求に係る主要事業等についての6ページをご覧ください。

はじめに、現状についてですが、図書館の利用状況は、コロナ前の水準に戻ったとはいえ、人口減少、娯楽の多様化などの社会情勢により伸び悩んでおります。しかし、市全体の読書推進の機運を高めるため、八街駅、榎戸駅に「駅の本棚」を設置するなど読書推進に努めております。

施設の維持管理については、総合計画や教育施設長寿命化計画等に基づき、計画的に改修を行っております。

令和6年度は、煙感知器の交換修繕を行いました。施設の老朽化が進んでおり、修繕箇所が多くなっております。

課題といたしましては、第2次子どもの読書活動推進計画における目標および、教育振興基本計画での目標を限られた予算内で達成するための工夫が求められております。老朽化した、移動図書館車ひばり号の維持および図書館施設の改修などがあげられます。

つづきまして、予算書204ページから206ページをご覧ください。

204ページの下段、3目「図書館費」のうち「図書館管理運営費」は、前年度と比較して5百50万円の減となっております。

主な減額の要因は、予算書205ページの12節委託料の清掃業務及び夜間受付管理業務153万7千円の減、17節備品購入費の貸出用図書等300万円の減などによるものです。

以上で図書館の説明を終わります。

○郷土資料館長

次に郷土資料館予算についてご説明します。

第2号報告資料、令和7年度当初予算要求に係る主要事業等についての7ページをご覧ください。

郷土資料館の現状につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算の執行を行っているところです。

郷土資料館管理業務については、令和3年度から引き続き、中央公民館2

階の中会議室にて展示業務を行い、収蔵資料についても分散管理を行っております。

また、市史編さん業務では『八街市史 資料編 近世三』の刊行に向けて取り組んでいるところです。

課題につきましては、令和３年度に設置された「八街市郷土資料館のあり方等庁内検討会議」において、検討中である「必要な設備を備えた郷土資料館を適した立地に整備する」ことが喫緊の課題となっております。

また、市史編さん業務については令和８年度に刊行を計画していた『八街市史 資料編 近世三』については、財政状況の悪化により、再考を要するものです。

予算書の２０６、２０７ページをご覧ください。

郷土資料館管理運営費１１９万８千円は前年度と比較して、６万９千円の減となっております。

これは１０節需用費印刷製本費のうち、郷土資料館収蔵フィルムのデジタル化に係る費用６万９千円の減によるものです。

次に市史編さん費２７２万５千円は前年と比較して２６万１千円の増となっております。

これは「八街市史資料編近世３」の編さん作業に伴う専門委員・協力委員に対する７節報償費３２万３千円の増額、並びに１０節需用費のうち古文書上製本に係る印刷製本費６万２千円の減によるものです。

郷土資料館の説明につきましては以上となります。

○スポーツプラザ所長

次にスポーツプラザ予算についてご説明します。

第２号報告資料、令和７年度当初予算要求に係る主要事業等についての８ページをご覧ください。

現状としまして、経常的予算については、必要最小限の要求となっており、通年型の予算として、適正に予算を執行しております。

ただし、平成４年の開場から３０年以上を経過し、経年劣化による施設・設備等の故障が多発しております。

課題としましては、これらの故障対応以外にも、施設・設備のアップデータが求められているほか、敷地内樹木の計画的な伐採を行う必要があります。

また、施設使用料の適正化について、検討する必要があると考えます。

続きまして、予算書の２１３ページをご覧ください。

６項保健体育費、４目スポーツプラザ費は、前年度比６４９万１千円の減となっております。

人件費を除く、主な要因は、２１３ページから２１５ページのスポーツプラザ管理運営費において、２１４ページの１２節 委託料が、１３２万６千円の

減で、これはスポーツプラザ敷地内の樹木の臨時的抜根業務等が終了したことによるもの、215ページの14節 工事請負費が、81万5千円の減で、これは昨年度実施した外部階段等の工事が終了したことによるものとなっております。

また、7年度には消防用非常用発電機バッテリー交換、医務室エアコン交換、場内整備用芝刈り機購入を行う予定です。

スポーツプラザの説明につきましては以上となります。

○学校給食センター所長

次に、学校給食センターの当初予算要求について説明いたします。

第2号報告資料、令和7年度当初予算要求に係る主要事業等についての9ページをご覧ください。

はじめに現状としましては、予算編成については、事業の執行に不足の無いよう留意しながら、必要最小限の予算編成を行い、適正な予算執行に努めております。

また、児童・生徒数の減に伴い、歳入 給食費は減少傾向にあります。

課題としましては、物価の上昇が長期化しており、給食の食材料についても値上げが続き、現在の給食費では、学校給食摂取基準を満たすことが困難になってきているため賄材料費への対応が必要となっています。

施設や調理機器については、老朽化の進行により、不具合が頻発しているため、給食の提供に支障が無いよう維持管理に努めていかなければならないと考えております。

また、給食センターは開設から35年が経過していることから、老朽化や、児童生徒の減少に対応するため、将来の給食センターの整備について検討する必要があります。

予算書の215ページをご覧ください。

5目学校給食費は、前年度比854万6千円の減、となっております。

主な増減要因は、216ページから217ページ学校給食管理諸費において、委託料、口座振替業務73万9千円の増等により9万8千円増加しています。

217ページから219ページ、調理場維持管理費において、給食センターの老朽化状況や衛生管理基準の適合など、施設設備の現況を調査するため、委託料「学校給食センター整備調査支援業務」49万5千円を計上し、工事請負費で、経年劣化により不具合が生じていることから、「第二調理場ガス蒸発機更新工事」199万1千円を計上しています。

前年度計上の、工事請負費3件、合計2千359万7千円の減により、事業費全体で前年度比2千37万8千円の減額となります。

219ページ、調理場給食事業費において、需用費賄材料費は、前年度に

引き続き、保護者の負担を増やすことなく、安定した学校給食の提供のため、物価高騰に対する食材料費の公費負担として6千361万6千円を加えて、2億8千284万5千円を計上しています。

備品購入費では、耐用年数を大きく上回って使用している焼き物調理機器をスチームコンベクションオーブンに更新するため、652万1千円を計上し、前年度計上の、備品購入費1件、2千431万円の減などにより1千778万9千円減額しており、事業費全体では前年度比1千222万8千円の増加などによるものです。

以上で第2号報告令和7年度八街市一般会計教育費予算について報告を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

○橋爪委員

6項保健体育費、1目保健体育総務費、体育振興費の12節委託料がなくなったことですが、内容を詳しく教えてください。

○スポーツ振興課長

委託料の水泳事業推進業務が事務事業の見直しにより廃止となりました。

今後も、水泳事業はなくなりましたが、別の形でスポーツの振興に寄与できるように取り組んでまいります。

○教育長

他に質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第2号報告を終わります。

次に、教育委員報告があります。

はじめに山田教育長職務代理者から「第2回教育長・教育委員研修会」の報告をお願いします。

○山田教育長職務代理者

1月24日に、教育長と橋爪委員、近藤委員の4人でスターツおおたかの森ホールに「教育長・教育委員研修会」に参加してまいりました。

研修会では、「教師を取り巻く環境整備について」の演題で文部科学省初等中等教育局財務課教職員配置計画専門官廣石孝氏より講義がありました。

講義内容としては、働き方改革のこれまでの経緯とこれからの方向性についての考え方が勉強になりました。

本市の働き方改革について、生かしていきたいと考えております。

以上報告を終わります。

○教育長

続きまして、吉田委員から「八街市・八街市教育委員会定例表彰式」についての報告をお願いします。

○吉田委員

２月２日に行われた八街市・八街市教育委員会定例表彰式に参加いたしました。

受賞内容は交通安全、スポーツ、工業系等多岐に渡り、受賞者は、就学前児童や小中高生及び成人の方と幅広い世代の方が活躍されておりました。

今後も市民の方の活躍を期待しております。

○教育長

ありがとうございました。

以上で教育委員報告を終わります。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

第３号報告、専決処分に係る意見照会について
学校給食センター所長が説明を行った。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和7年第2回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 7年 2月21日(金)
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

(2) 報告事項

第1号報告 令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第2号報告 令和7年度八街市一般会計教育費予算について

第3号報告 専決処分に係る意見照会について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和7年1月23日～令和7年2月20日

日付	曜日	時間	場所	内容
1 / 23	木	8 : 40	朝陽小学校・八街東小学校	教育委員視察
"	"	13 : 30	団体研修室	教育委員会定例会議
1 / 24	金	13 : 30	スターツおおたかの森ホール	千葉県教育委員会連絡協議会第2回教育長・教育委員研修会
1 / 25	土	9 : 30	スポーツプラザ	八街市近隣中学校交流柔道大会
1 / 26	日	10 : 00	中央公民館	新春子ども会書き初め展表彰式
"	"	13 : 00	佐倉市中央公民館	立身流抜初式演武大会
1 / 27	月	9 : 10	特別会議室	臨時庁議
"	"	13 : 30	八街市議会議場	八街っ子夢議会
1 / 28	火	18 : 00	大会議室	第2回八街っ子サポート連絡協議会会議
1 / 29	水	9 : 00	千葉黎明高校	第97回選抜高校野球大会出場激励
"	"	10 : 00	特別会議室	行財政改革推進本部会議
"	"	13 : 00	千葉黎明高校体育館	第17回安全と平和を祈る会
1 / 31	金	10 : 00	八街市議会議場	臨時議会
"	"	15 : 00	教育長室	園長会
2 / 1	土	9 : 25	スポーツプラザ	少年少女つどい大会
2 / 2	日	10 : 00	中央公民館	八街市・八街市教育委員会定例表彰式
2 / 3	月	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	10 : 00	第一幼稚園	千葉県落花生協会節分キャンペーン
2 / 4	火	14 : 00	印旛教育会館	印旛地区教育委員連合会育功労者表彰式
"	"	15 : 00	"	印旛地区教育委員連合会第4回定例常任委員会
2 / 5	水	14 : 00	八街北中学校	校長会
2 / 6	木	14 : 00	"	教頭会
2 / 7	金	9 : 00	中央公民館	令和6年度青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」
"	"	13 : 30	第1会議室	定例記者会見
"	"	15 : 00	八街北小学校	S P S研修会
"	"	15 : 30	大会議室	令和6年度第2回八街市協働のまちづくり推進本部会議
2 / 9	日	8 : 50	団体研修室	職員採用試験（面接）
2 / 12	水	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和7年3月議会開会）
"	"	15 : 00	大会議室	交通安全プログラム会議
2 / 13	木	11 : 00	酒々井町	ケーブルネット296放送番組審議会
2 / 15	土	13 : 00	中央公民館	社会教育振興大会
2 / 16	日	9 : 00	八街中学校	令和6年度八街市総合防災訓練
2 / 17	月	9 : 00	教育長室	人事異動2次面接
"	"	16 : 00	第1会議室	千葉黎明高校野球部表敬訪問
2 / 18	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
2 / 19	水	10 : 00	"	"
2 / 20	木	10 : 00	"	"

前回議事録の承認について

令和7年1月23日第1回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 6 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「協議会の委員は、10 人以内とし」を「委員は」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

協議会の委員は、10 人以内とする。ただし、第 2 条第 1 項ただし書に規定する 2 以上の学校を 1 つの単位とする協議会を設置する場合の委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を上限とした教育委員会が必要と認める数とする。

- (1) 協議会の対象学校が 2 校の場合 15 人
- (2) 協議会の対象学校が 3 校の場合 22 人
- (3) 協議会の対象学校が 4 校以上の場合 30 人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号報告

令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について

八街市教育委員会は、令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について別冊のとおり、臨時代理により市長に意見を申し出たので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和7年2月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第2号報告

令和7年度八街市一般会計教育費予算について

八街市教育委員会は、令和7年度八街市一般会計教育費予算について、別冊のとおり、臨時代理により市長に意見を申し出たので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和7年2月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第3号報告

専決処分に係る意見照会について

八街市教育委員会は、給食費未払い分の支払督促の申し立てについて、訴訟に移行することとなったため、臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和7年2月21日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康